

穴水町移住者支援自動車リース料金補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、穴水町への移住定住を促進するため、定住を目的として本町に移住し、生活に必要な自動車をリースした者に対し、予算の範囲内において、穴水町移住者支援自動車リース料金補助金を交付することについて穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号）に定めるもののほか、その交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入者 石川県外から穴水町に転入した県外出身者で、穴水町に住所を有すること（本町の住民基本台帳または外国人住民に係る住民基本台帳に登録された者をいう。）となった者をいう。
- (2) 転入日 住民基本台帳に登録された日をいう。
- (3) 自動車リース事業者 日本自動車リース協会連合会に加盟し、正会員である者をいう。
- (4) 自動車リース 自動車リース事業者がメンテナンスリース方式で自動車を貸し渡す契約をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下、「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者に対して交付するものとする。

- (1) 自動車リースで自動車を取得した50歳以下の転入者で、町内事業所に正規雇用となった者
- (2) 転入者となって、転入日から1年を経過していない者
- (3) 町税等を滞納していない者
- (4) 生活保護を受けていない者
- (5) 事業所等の転勤による転入及び季節労働等により一時的に転入したものではない者
- (6) 国家公務員及び地方公務員以外の者

2 前項の規定にかかわらず、本町に居住の実態がないことが明らかである場合など、町長が交付対象者として適当でないとする者は、交付対象外とする。

(補助対象の交付要件)

第4条 この補助金の対象となる経費は、主たる目的が通勤、日常生活など、交付対象者が個人活動で使用する自動車（事業に用する自動車とは異なる）のリース料とし、交付は転入者1人につき1回限りとする。

2 事業実施日が属する年度の3月31日までに完了（業者への支払い等を含む）する事業であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、一箇月当たり3万円を上限として、最大12箇月分までを対象とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、交付対象者となった日から起算して、6箇月以内に穴水町移住者支援自動車リース料金補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる資料を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票（住民票謄本）
- (2) 世帯全員の戸籍の附票
- (3) 世帯全員の納税証明書
- (4) 自動車リース契約書の写し
- (5) 正規雇用となったことが分かる書類の写し
- (6) その他町が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、申請者から申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ調査を行い、補助金の交付が適当であると認めたときは、穴水町移住者支援自動車リース料金補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による書類の審査等により、補助金の交付が適当でないと認めたときは、穴水町移住者支援自動車リース料金補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）が前条の交付決定内容の変更等を行う場合、交付決定者は、あらかじめ穴水町移住者支援自動車リース料金補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、承認を得なければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合は内容を審査し、その結果を穴水町移住者支援自動車リース料金補助金変更（中止・廃止）承認通知書兼穴水町移住者支援自動車リース料金補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告及び補助金の額の確定）

第9条 補助事業者は、補助事業完了日から起算して30日を経過した日、又は交付決定日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、穴水町移住者支援自動車リース料金補助金

実績報告書（様式第 6 号）に関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象費用を支払ったことが分かる書類（内訳の分かるもの）
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、補助対象事業の内容を審査し、補助金の額を確定したときは、穴水町移住者支援自動車リース料金補助金の額の確定通知書（様式第 7 号）により、補助事業者に対し通知するものとする。

（補助金の交付）

第 10 条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行うものとする。ただし、町長が必要であると認めるときは、交付決定の額の 8 割を超えない範囲で前金払により交付することができる。

2 補助金の交付を受けようとする事業者は、穴水町移住者支援自動車リース料金補助金精算払請求書（様式第 8 号）又は穴水町移住者支援自動車リース料金補助金前金払請求書（様式第 9 号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定取り消し及び返還）

第 11 条 町長は、確定通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、穴水町移住者支援自動車リース料金補助金返還通知書（様式第 10 号）により、既に交付した補助金の全部、または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書の提出から 3 年以内に自己都合による離職、または本町の住民基本台帳に未登録となったとき
- (2) 提出した書類に、偽りその他不正があったとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき
- (4) 前各号に掲げるものの他、町長が補助金の返還が相当と認めたとき

2 前項第 1 号に該当する者で、やむ得ない特別な事由であると町長が認める場合は、当該補助金の全部、または一部の返還を免除することができる。

（委任）

第 12 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。